

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年5月30日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
アストパワーセンター  
犬上郡豊郷町沢250-1他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535  
代表取締役 久木 康裕
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,127㎡
    - イ 駐車場の収容台数  
160台
    - ウ 駐輪場の収容台数  
64台
    - エ 荷さばき施設の面積  
293㎡
    - オ 廃棄物等の保管施設の容量  
75.4立方メートル
    - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
      - (ア) 開店時刻 午前10時
      - (イ) 閉店時刻 午後10時
    - キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時45分から午後10時30分まで
    - ク 駐車場の自動車の出入口の数  
3か所
    - ケ 荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時00分から午後6時00分まで
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
10,085㎡
    - イ 駐車場の収容台数  
320台
    - ウ 駐輪場の収容台数  
112台
    - エ 荷さばき施設の面積  
433㎡
    - オ 廃棄物等の保管施設の容量  
147.4立方メートル
    - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
      - (ア) 開店時刻 午前9時

- (1) 閉店時刻
  - a 増床店舗棟 午後9時30分
  - c 既存店舗A棟、既存店舗B棟 午後10時
- キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時45分から午後10時30分まで
- ク 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
- ケ 荷さばきを行うことができる時間帯
  - (ア) 荷さばき施設 ~ 午前7時00分から午後6時00分まで
  - (イ) 荷さばき施設 午前8時00分から午後9時00分まで
- 4 変更年月日  
平成21年1月15日(増床に関わる変更)  
平成20年5月19日(「開店時刻の変更」および「来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更」)
- 5 変更の理由  
多様な顧客ニーズに対応すべく、開店時刻の繰上げと別棟増築による店舗面積の増加のため
- 6 届出年月日  
平成20年5月15日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町4-1  
豊郷町産業課 犬上郡豊郷町石畑375番地  
彦根市産業部商工課 彦根市元町4-2  
愛荘町農林商工課 愛知郡愛荘町安孫子825番地
  - (2) 縦覧期間 平成20年5月30日から平成20年9月30日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成20年9月30日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課  
〒520 8577 大津市京町四丁目1 1